

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（勧誘方針の公表の方法）</p> <p>第十四条 法第十条第三項に規定する政令で定める方法は、次の各号に掲げる方法をいずれも行う方法とする。</p> <p>一 金融商品販売業者等の本店又は主たる事務所（金融商品販売業者等が個人である場合にあつては、住所。以下この条において同じ。）において勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法</p> <p>二 金融商品販売業者等がその営業所、事務所その他の場所（その本店又は主たる事務所を除く。以下この条において「営業所等」という。）において金融商品の販売等を行う場合にあつては、金融商品の販売等を行う営業所等ごとに、勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法</p> <p>三 次のいづれにも該当する場合を除き、内閣府令で定めるところにより、勧誘方針を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供する方法</p>	<p>（勧誘方針の公表の方法）</p> <p>第十四条 法第十条第三項に規定する政令で定める方法は、金融商品販売業者等の本店又は主たる事務所（金融商品販売業者等が個人である場合にあつては、住所。第一号において同じ。）において勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 金融商品販売業者等が、その営業所、事務所その他の場所（その本店又は主たる事務所を除く。以下この号において「営業所等」という。）において金融商品の販売等を行う場合、金融商品の販売等を行う営業所等ごとに、勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法</p> <p>二 金融商品販売業者等が、公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと（以下この号において「自動送信」という。）により金融商品の販売等を行う場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 勧誘方針を自動送信する方法</p>

イ 金融商品販売業者等の事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合

ロ 金融商品販売業者等が、電子情報処理組織を使用する方法により金融商品の販売等（現にその本店若しくは主たる事務所又は営業所等にいる顧客に対して行うものを除く。）を行わない場合